



04 シニアカーの購入支援が始まります!

4月から運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するため、シニアカー購入への補助を始めます。シニアカーとは、座りながら移動できるハンドル操作型の電動車椅子です。

【対象者】 次の条件を全て満たす個人の方

- 本市の住民基本台帳に記録されている方
- 過去5年以内に運転免許証を自主返納した方で、自主返納時に満年齢70歳以上の方
- 介護保険の認定を受けていない方
- 市税を滞納していない方

【対象のシニアカー】

- ハンドル型電動車椅子で日本工業規格(JIS) T9208に該当するもの
- 令和5年4月1日以降に購入したもので新品のもの

【補助額】

- 購入費の3分の1以内(千円未満切捨て) / 上限100,000円

※予算の状況で受付を終了する場合があります。

【申請方法】

市HP、総務課にある様式に必要事項を記入の上、下記①～④を添付して、購入後2カ月以内または令和6年3月29日(金)のいずれか早い日までに、総務課へ提出

- ①購入店舗が発行した領収書の写し
- ②購入したシニアカーの規格がわかるカタログやパンフレットなどの写し
- ③申請者の健康保険証などの写し
- ④運転免許証を自主返納した日がわかるものの写し(田原市高齢者運転免許証自主返納支援事業による支援を受けた人は不要)



※詳しくは、市HPをご覧ください、車両購入前に総務課までお問い合わせください。

▶総務課 ☎23-3504

市HP ▶



05 電気料金高騰対策として、農業者の農業経営の継続を支援します

昨年からの電気料金の高騰は、農業経営の大きな負担となっています。農業は、電気料金高騰による価格上昇分を販売価格に上乗せすることが難しい業種です。そのため、農業生産に係る電気を特に多く使用する農業者の農業経営の継続を支援するため、令和4年と令和3年の電気料金の差額分に対し支援します。

●田原市農業用電気料金高騰対策特別支援交付金(電気料金の差額分の3分の1以内)

対象者(次のいずれかの条件を満たす方)	必要書類
農畜産物の販売金額に対する電気料金の割合が、令和3年が4.5%以上 または 令和4年が5.8%以上 であること(その他条件あり)	<ol style="list-style-type: none"> ①令和3年の確定申告で使用した収支内訳書(法人は、令和3年1月から12月の農畜産物の販売金額を証する書類) ②令和4年の確定申告で使用した収支内訳書(法人は、令和4年1月から12月の農畜産物の販売金額を証する書類) ③令和3年分電気料金を証する書類 ④令和4年分電気料金を証する書類 ⑤金融機関名・口座番号・口座名義人がわかる通帳などの写し

【受付期間】 5月15日(月)～19日(金) 午前9時～午後4時

【受付場所】 サンテパークたはら体験工房

【申請方法】 市HP、農政課にある様式に必要事項を記入の上、上記①～⑤を添付して、受付期間内に直接提出

※混雑緩和のため地区ごとに申請日を振り分けています。
詳しくは、市HPをご覧くださいか、お問い合わせください。

▶農政課 ☎23-3517

▶JA愛知みなみ営農企画課 ☎34-1051

市HP ▶

